

## 概 要

### 1. 審査及び検査

平成 19 年度及び平成 20 年度の日本公認会計士協会の品質管理レビューについて審査を行い、6 監査法人に対し検査を実施した。その結果、1 監査法人について行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に対して勧告した。

また、平成 20 年 4 月に施行された改正公認会計士法により、外国監査法人等に対して報告徴収及び検査を実施することができることとされ、検査実施に向けて体制整備を進めている。

### 2. 公認会計士試験の実施

平成 20 年試験（論文式試験）及び平成 21 年試験（短答式試験）を実施した。

また、平成 19 年 10 月に公表した公認会計士試験実施検討グループによる「公認会計士試験実施の改善について」に基づき、平成 20 年試験より、短答式試験の日程の短縮、論文式試験の日程の週末化、法令基準等を配付する試験科目を 2 科目から 5 科目へ拡大するなどの改善策を実施している。

さらに、社会人や学生等幅広い人々を対象に大学等で講演会を行うなど、広報活動を積極的に行っている。

### 3. 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

下記の 3 件について調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

第 117 回審査会（H20. 7. 9）公認会計士 4 名

第 123 回審査会（H20. 10. 22）監査法人夏目事務所及び公認会計士 2 名

第 138 回審査会（H21. 6. 16）公認会計士 1 名

### 4. 諸外国の関係機関との協力

各国の監査監督機関間の相互の情報交換等を目的として、平成 19 年 3 月に設立された監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）について、第 4 回会合が平成 20 年 9 月にケープタウンで、第 5 回会合が平成 21 年 4 月にバーゼルで開催された。審査会からは金子会長及び脇田委員等が出席した。

また、IFIAR の検査官レベルの会合である検査ワークショップについても、平成 21 年 2 月に第 3 回が開催され、審査会から検査官等を派遣した。